

事故時の措置の対象となる物質及び油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる 26種類の物質及びダイオキシン類	カドミウム及びその化合物
	シアン化合物
	有機燐化合物
	鉛及びその化合物
	六価クロム化合物
	砒素及びその化合物
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
	ポリ塩化ビフェニル
	トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン
	ジクロロメタン
	四塩化炭素
	1,2-ジクロロエタン
	1,1-ジクロロエチレン
	シス-1,2-ジクロロエチレン
	1,1,1-トリクロロエタン
	1,1,2-トリクロロエタン
	1,3-ジクロロプロペン
	シマジン
	チウラム
	チオベンカルブ
	ベンゼン
	セレン及びその化合物
	ほう素及びその化合物
	ふっ素及びその化合物
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
ダイオキシン類	

水質汚濁防止法 施行令第3条の3 に掲げる油の 7種類の 油	原油
	重油
	潤滑油
	軽油
	灯油
	揮発油
	動植物油